



公安委員会制度と警察活動の支え

第5章

1 警察の組織

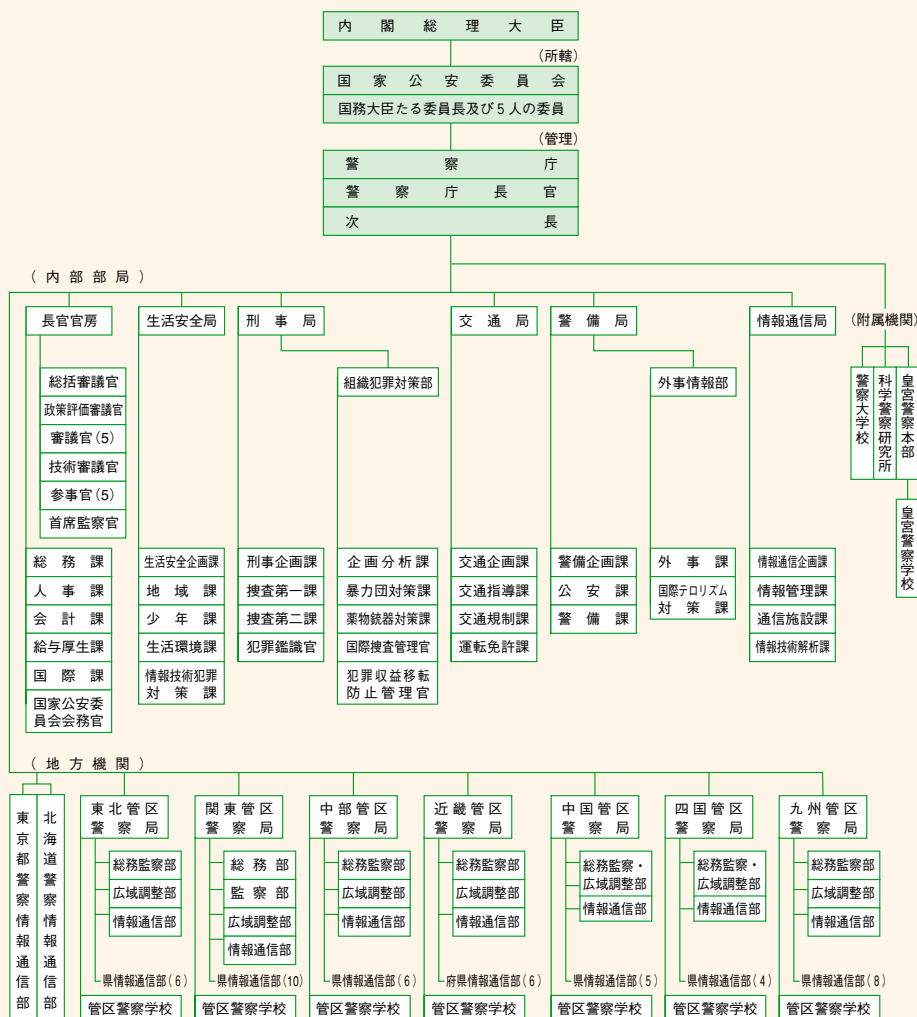
(1) 公安委員会制度

公安委員会制度は、強い執行力を持つ警察行政について、その政治的中立性を確保し、かつ、運営の独善化を防ぐためには、国民の良識を代表する者が警察の管理を行うことが適切と考えられたため設けられた制度であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。また、国家公安委員会委員長には国務大臣が充てられ、警察の政治的中立性の確保と治安に対する内閣の行政責任の明確化という2つの要請の調和を図っている。

(2) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教養、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

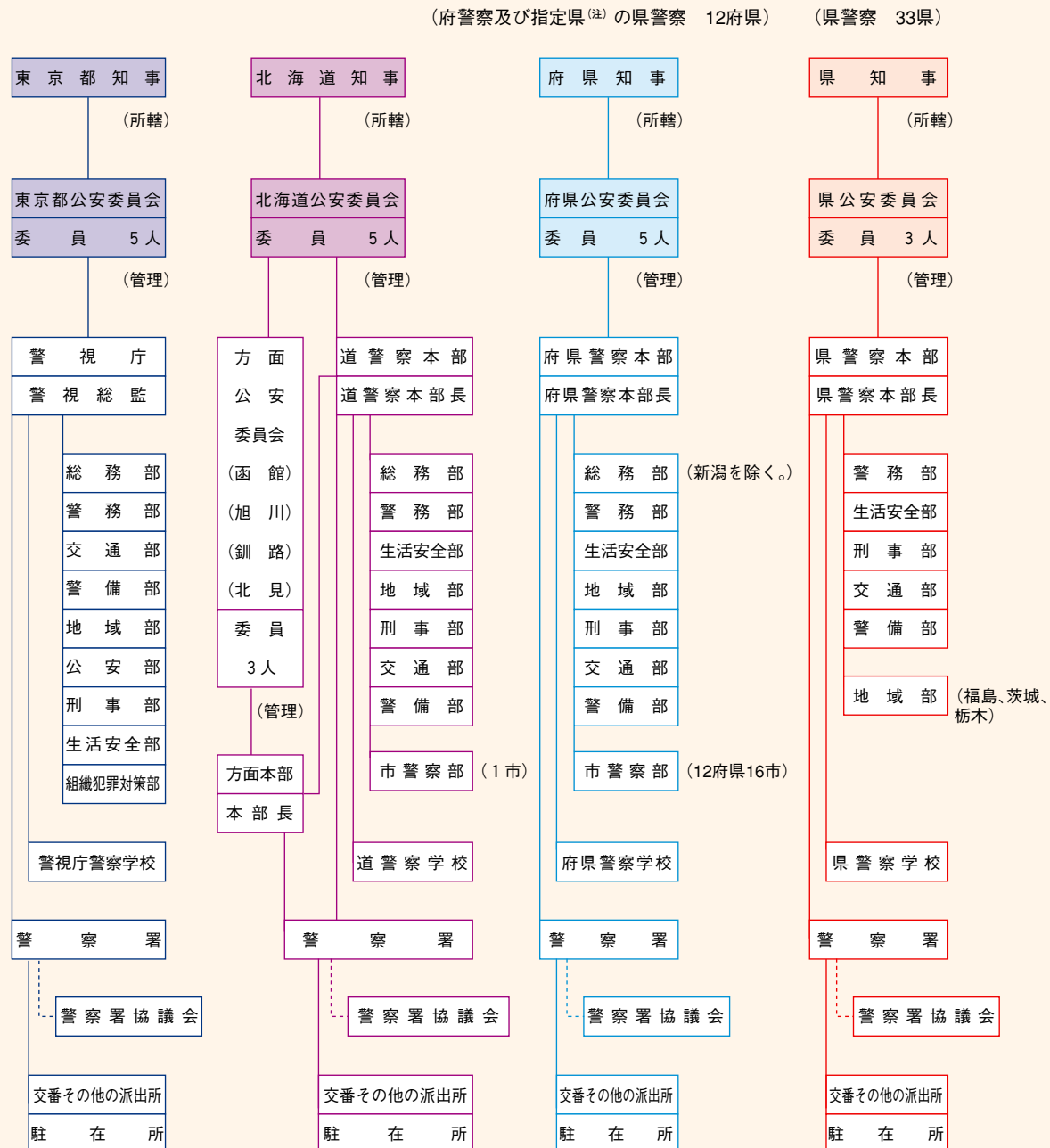
図 5-1 国の警察組織（平成20年度）



(3) 都道府県の警察組織

平成20年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,206の警察署が置かれている。

図 5-2 都道府県の警察組織



注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県。

平成20年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、広島及び福岡である。

2 公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されており、委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、地方警務官^(注)の任命や懲戒処分、指定暴力団の指定に際しての実質目的要件に該当する旨の確認等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察職員による各種の不祥事案の防止対策に関し警察庁を指導することなどにより、警察運営に関する大綱方針を示し、警察庁を管理している。



国家公安委員会の定例会議

平成19年中には、犯罪捜査規範の一部を改正する規則等、27の国家公安委員会規則を制定し、また、深刻な無罪判決等が相次いだことに関し、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定し、警察庁に対し対策を講ずるよう指示した。

国家公安委員会は、通常、毎週木曜日に定例会議を開催しているが、定例日以外にも、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取を行うとともに、国家公安委員会委員が各地を訪問し、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況について、ウェブサイトにより紹介している。

事例

1

19年11月、国家公安委員会委員長は、北海道を訪れ、北海道洞爺湖サミット会場及びプレスセンター建設地を視察した。



プレスセンター建設地において、北海道警察の担当者から説明を受ける
国家公安委員会委員長（右から二人目）

事例

2

19年5月、国家公安委員会委員は、香川県を訪れ、JR善通寺駅前通りに設置されている街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）を視察するとともに、地元の少年補導員、地域安全推進委員及びボランティア活動を行う大学生と懇談した。



ボランティア活動を行う大学生らと懇談する
国家公安委員会委員（左から三人目）

注：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

(2) 都道府県公安委員会

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び政令指定都市を包括する県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意等を得て任命する。

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の支給裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活にかかわりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況と警察の取組み、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトにより紹介している。

事例

1

群馬県公安委員会は、平成19年9月、1人が死亡、7人が重軽傷を負う玉突き交通事故が発生した関越自動車道の事故現場を視察した。



事故の状況等について説明を受ける群馬県公安委員会委員（左から2人目及び3人目）

事例

2

旭川方面公安委員会委員は、19年5月、利尻島に所在する鬼脇駐在所を視察し、同駐在所勤務員から管内概況の説明を受けたほか、家族も同席して、駐在所勤務の状況について意見交換を行った。



駐在所勤務員とその家族と意見交換する旭川方面公安委員会委員（左）

事例

3

長野県公安委員会では、19年2月、子ども安全総合対策や少年非行防止・健全育成対策について、県教育委員会と意見交換を行い、相互に緊密な連携を図っていくことを確認した。

(3) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、常に緊密な連絡を保つため、各種の連絡会議を開催している。平成19年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、北海道洞爺湖サミットへの取組み等についての意見交換を行った。

また、19年中は、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計13回開催され、さらに、都、道、府及び指定県に置かれる14の公安委員会相互の連絡会議も開催され、国家公安委員会委員も出席し、各都道府県の治安情勢やそれぞれの取組みについての報告や意見交換が行われた。



公安委員会相互の連絡会議

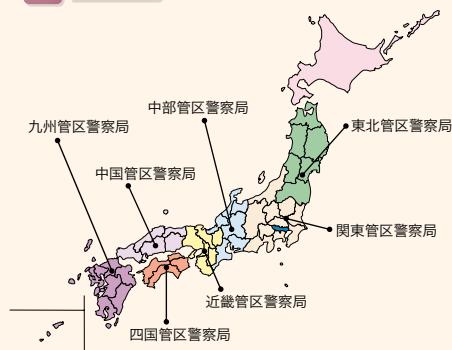
3 管区警察局の活動

(1) 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として7つの管区警察局（東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州）が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。

東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。また、これらの区域には、国の地方機関として、東京都警察情報通信部と北海道警察情報通信部が置かれている。

図 5-3 管区警察局の管轄区域



(2) 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

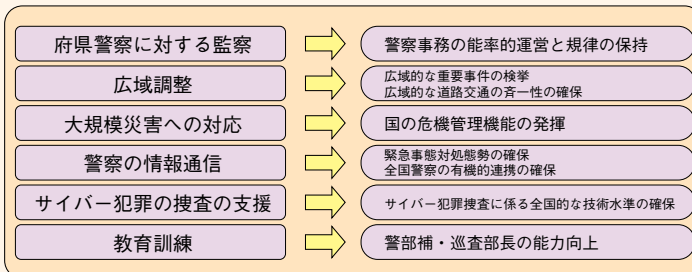
① 府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として強化され、各管区警察局に総務監察部（関東管区警察局は監察部。中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部）を設置し、管内の府県警察に対する監察を実施している。19年度中、各管区警察局は1,371回の監察を実施した。

② 広域調整

組織犯罪対策、来日外国人犯罪対策や広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査、共同捜査等に関して、府県警察に対する指導・調整を行っている。また、悪天候時の高速道路の交通規制、飲酒検問や大規模な集団暴走等の一斉取締りの調整等、府県をまたがる交通管理・交通対策の斉一性を確保している。

図 5-4 管区警察局の主な業務と果たしている役割



事例

近畿管区警察局は、19年7月、深夜営業を行う店舗を対象とした強盗事件が同管内で連続して発生していたことから、滋賀、京都、大阪及び兵庫の各府県警察の捜査担当官を集め、情報交換を行うとともに、各府県警察の共同捜査に当たり、指導・調整を図った。その結果、大阪府警察は、同月、個室でビデオを鑑賞させるなどのサービスを提供する店舗に押入り、同店舗の店長を凶器を用いて脅し、粘着テープで縛り上げて、現金を奪った元山口組傘下組織構成員（45）ら3人を建造物侵入罪及び強盗罪で逮捕した。20年6月現在、これらの者が滋賀、京都、大阪及び兵庫の各府県において、同種の強盗事件を12件敢行していたことを解明している。

③ 大規模災害への対応

大規模災害の発生等緊急事態の時には、被災情報の収集・分析に当たるとともに、機動警察通信隊や管区警察局ごとに編成される広域緊急援助隊の派遣に関する調整を行っている。

④ 警察の情報通信

情報通信部及びその下部機関である各府県情報通信部が、警察庁や都道府県警察を結ぶ情報通信網の整備、管理等を行っている。また、サイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設け、サイバーテロの未然防止や被害拡大防止に係る活動を行っている。

⑤ サイバー犯罪の捜査の支援

サイバー犯罪に対処するため、府県警察の行う捜索差押、検証等の現場に臨場して、記録媒体内部の電磁的記録の破壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術的支援を行っている。



土砂に埋もれた家屋等からの救出訓練を行う広域緊急援助隊

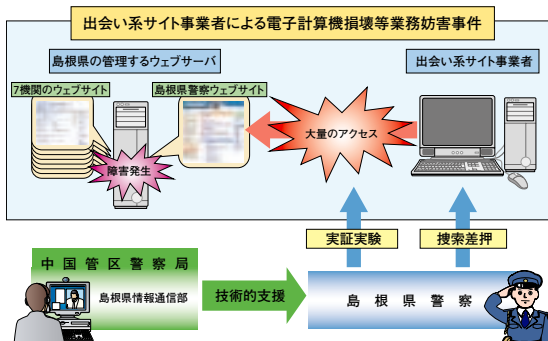


サイバーテロ対処訓練の様子

事例

出会い系サイト^(注)の事業者が、島根県警察のウェブサイトが設置されている島根県が管理するウェブサーバに、同ウェブサイトの閲覧を要求する指令を多数回、大量に送信してその機能に障害を生じさせ、同ウェブサーバに設置されている島根県警察ほか7機関のウェブサイトの運用を妨害した電子計算機損壊等業務妨害事件に関し、中国管区警察局島根県情報通信部は、19年3月、島根県警察によるコンピュータ等の捜索差押え

に際して保存データの損壊防止等の技術的支援を行うとともに、この事件について実証実験を行うに当たり、疑似的なネットワーク環境の構築を行うなど事件解決に向けた技術的支援を行った。



⑥ 教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。



実践的訓練を行う警察官

注：面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト

4 警察の体制

(1) 定員

平成20年度の警察職員の定員は総数28万9,754人であり、そのうち7,611人が警察庁の定員、28万2,143人が都道府県警察の定員である。

表 5-1 警察職員の定員（平成20年度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	警察官	小計			
定員（人）	1,837	902	4,872	7,611	620	252,764	253,384	28,759	282,143	289,754

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については平成20年4月1日現在の条例で定める定員である。

(2) 警察力強化のための取組み

地方警察官については、深刻な治安情勢に的確に対応するため、平成13年度から19年度にかけて合計2万4,230人の増員を行った。この結果、警察官一人当たりの負担人口は、12年度（増員前）の557人から、20年度は511人（人口は19年3月31日現在の住民基本台帳による。）となった。刑法犯認知件数は、15年以降5年連続して減少し、その検挙率も上昇していることから、地方警察官の増員は、他の諸施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる。

しかしながら、刑法犯認知件数は、減少したとはいえまだに治安が良好であると考えられていた昭和40年代を大きく超える水準にあるなど、治安情勢は依然として厳しく、引き続き、あらゆる角度から警察力の強化に努める必要がある。他方で、警察は本格的な大量退職期を迎えており、平成19年度の地方警察官の退職者数は、過去最高の約1万2,100人となり、また、19年度の警察官採用試験の競争倍率は7.0倍となっており、減少傾向に一応の歯止めを掛けることはできたものの、3年連続で10倍を下回っている。

警察としては、大量退職期の到来を踏まえつつ、次のような警察力強化のための取組みを強力に推進し、厳しい治安情勢に対応することとしている。

① 退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員の拡充と再任用制度の積極的活用により、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能等を若手警察職員に伝承している。

図 5-5 退職者数の推移と退職者予測

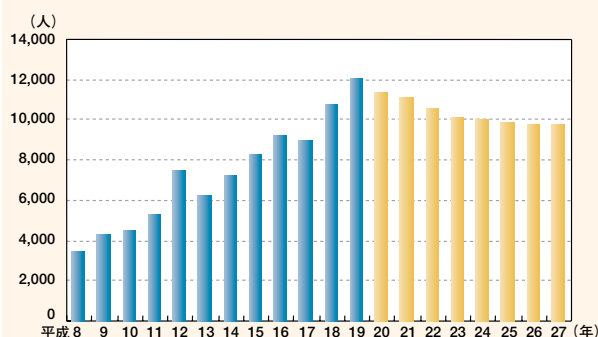
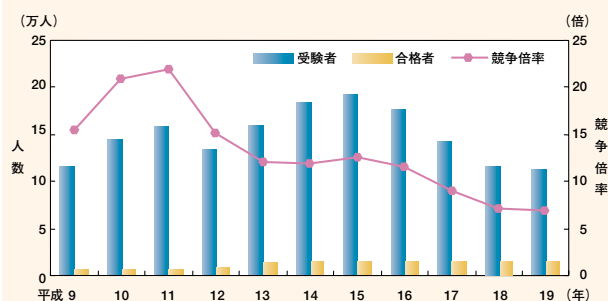


図 5-6 警察官採用試験実施状況



② 警察力の質的強化

高度情報通信技術（IT）の活用による業務の省力化・効率化等により、限られた人的資源を一層有効に活用している。

③ 優秀な人材確保のための採用募集活動の強化

警察庁が、警察官という職業の魅力をアピールし、都道府県警察の採用募集活動を強力に支援している。



警察庁ウェブサイト（都道府県警察採用コンテンツ）

（３）女性職員の活躍

警察では、従来から女性職員の採用に積極的に取り組んでおり、平成14年度以降、毎年1,000人を超える女性警察官が採用されている。20年4月1日以降、全国の都道府県警察には、女性の警察官約1万3,500人、一般職員約1万1,800人が勤務しており、幹部への登用も進んでいる。都道府県警察で採用され、警部以上の階級にある者は、20年4月1日現在、130人である。

また、女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等において、捜査や被害者対策に女性職員の能力や特性がいかされているほか、暴力団対策、警衛・警護等を含め、ほとんどすべての分野にその職域が拡大している。



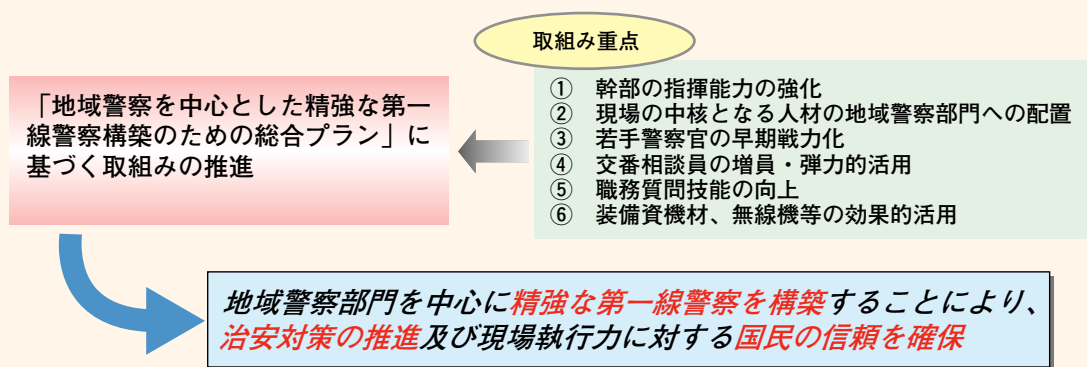
警戒警備に従事する女性警察官

（４）精強な第一線警察の構築

近年、警察官に対する公務執行妨害事件が増加するなど、その職務執行を取り巻く環境が悪化しているとともに、最近の地方警察官の退職者数及び採用者数の増加に伴い、警察組織の人的構成が大きく変化しつつあり、これに伴う現場執行力の低下が懸念されている。

このため、これらの影響が最も懸念される地域警察部門を中心として精強な第一線警察を構築するため、各都道府県警察において、「地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プラン」を策定し、幹部の指揮能力の強化や若手警察官の早期戦力化等の各種施策を推進している。

図 5-7 地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プランに基づく取組み



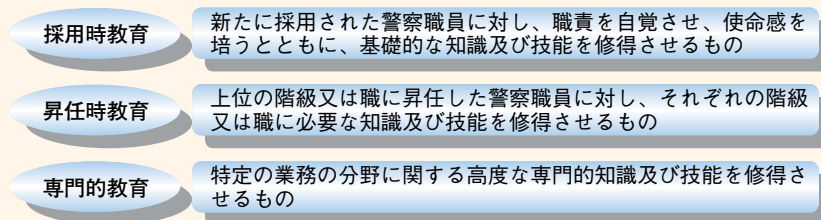
(5) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。

図 5-8 警察学校における教育訓練体系



② 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員的能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、適切な職務執行を行うとともに、高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

③ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、けん銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター^(注)等によるけん銃訓練を始め、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



映像射撃シミュレーター



実践的な総合訓練

(6) 警察官の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。

平成19年には、2月に軌道敷内に立ち入った女性を助けようとした交番勤務の警察官が電車と接触し殉職する事案、5月に銃器を使用した人質立てこもり事件で負傷した警察官の救出中に銃撃され殉職する事案等が発生した。

警察では、殉職・受傷した警察官又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、果敢な職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注：スクリーンに投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

5 警察における被害者支援

(1) 基本施策

被害者及びその遺族又は家族は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では、次のとおり、様々な側面から被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、捜査員以外の職員が、被害者への付添い、刑事手続の説明等、事件発生直後に被害者支援を行う指定被害者支援要員制度^(注)が導入されている。

被害者に対する情報提供等

- ・パンフレット「被害者の手引」の作成、配布（刑事手続や法的救済制度の概要、犯罪被害給付制度等の情報を掲載）
- ・被害者連絡の実施（一定の被害者等に対し捜査状況や被疑者の処分結果等を連絡）
- ・地域警察官による被害者訪問・連絡活動（被害者の再被害防止や不安感解消を目的）



被害者の手引

相談・カウンセリング体制の整備

- ・被害相談電話（「#（シャープ）9110 番」等）・窓口の設置
- ・カウンセリング技術を有する警察職員の配置・精神科医や民間のカウンセラーとの連携の確保



カウンセリング

捜査過程における被害者等の負担の軽減

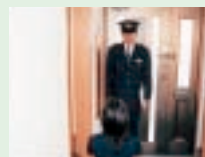
- ・被害者用事情聴取室の整備（応接セットの設置、照明や内装の改善）
- ・被害者支援用車両の整備（カーテン等で遮へいするなど、被害者の心情に配慮した内装）



被害者支援用車両

被害者等の安全の確保

- ・再被害防止措置の実施（パトロール等の強化等）
- ・緊急通報装置の被害者の自宅等への整備



パトロール

(2) 被害者支援連絡協議会の活動

被害者が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等から成る「被害者支援連絡協議会」が、全都道府県で設立されている。このほか、警察署の管轄区域等を単位とした被害者支援のための連携の枠組みが各地に構築され、よりきめ細かな被害者支援が行われている。

(3) 民間の被害者支援団体との連携

各地で、民間の被害者支援団体の設立が進んでいる。全国被害者支援ネットワークの加盟団体数は、平成20年4月現在、全国で46団体に上る。これらの団体は、電話又は面接による相談、相談員の養成及び研修、自助グループ（遺族の会等）への支援、広報啓発等の活動を行っており、警察は、団体の設立・運営を支援している。また、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適切かつ確実に実施できる非営利法人を指定する公的認証制度を運用しており、同年4月現在、全国で18団体が犯罪被害者等早期援助団体として指定されている。

注：平成19年12月現在の要員総数2万5,179人

(4) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない被害者等に対し、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年1月の施行以来、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

平成20年7月には、17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」に基づく「経済的支援に関する検討会」の提言を踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律及びその下位法令が改正され、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するという理念の下、次のとおり犯罪被害者等給付金の拡充が図られた。

- ・生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ（1,573万円～416万円→2,964.5万円～872.1万円）
- ・重度後遺障害者（障害等級第1級～第3級）に対する障害給付金の引上げ（1,849.2万円～378万円→3,974.4万円～1,056万円）
- ・休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算

図 5-9 犯罪被害者等給付金

遺族給付金	障害給付金	重傷病給付金
支給額（最高額～最低額） 2,964万5千円～320万円	支給額（最高額～最低額） 3,974万4千円～18万円	上限額 120万
※ 被害者が死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併せて支給	※ 障害とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、法令に定める程度のもの（障害等級：第1級～第14級）	重傷病（加療1か月以上、かつ、3日以上入院（精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状））になった場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を1年を限度として支給

表 5-2 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度別	16年度以前	17年度	18年度	19年度	累 計
申請に係る被害者数 （申請者数）		5,103 (7,738)	465 (608)	491 (649)	448 (574)	6,507 (9,569)
支給裁定に係る被害者数 （裁定件数）		4,554 (7,099)	394 (520)	435 (583)	407 (546)	5,790 (8,748)
不支給裁定に係る被害者数 （裁定件数）		274 (379)	18 (21)	23 (27)	38 (42)	353 (469)
【合計】裁定に係る被害者数 （裁定件数）		4,828 (7,478)	412 (541)	458 (610)	445 (588)	6,143 (9,217)
裁定金額（百万円）		15,801	1,133	1,272	932	19,138

コラム 1 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の制定

20年6月、第169回国会において、地下鉄サリン事件等の一定のオウム真理教による犯罪の被害者又はその遺族に対して国から給付金を支給することを内容とするオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が成立した。同法は、同年12月18日から施行されることとされている。

（５）被害者の特性に応じた施策

① 性犯罪の被害者

警察では、性犯罪被害者の立場に立った対応に心掛け、その精神的負担の軽減を図るとともに、右のような施策を推進している。

② 少年犯罪の被害者

警察では、被疑少年の健全育成に配慮しつつ、捜査上支障のない範囲で、被害者の要望にこたえるため、次のような施策を推進している。

相談体制の整備

- ・相談専用電話（「性犯罪 110 番」等）や相談室の設置

捜査体制の充実

- ・性犯罪捜査指導官等の設置及び女性警察官の性犯罪捜査員への指定
- ・女性専門捜査官の育成及び男性警察官に対する教育・研修の充実
- ・性犯罪捜査証拠採取セット（証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を証拠として預かる際の着替え等の一式）の整備

経済的な支援

- ・被害後の検査費用や緊急避妊に要する経費等の支援

身体犯（殺人、強盗致死傷、強姦等）及び重大な交通事故事件の被害者に限り、次の事項を連絡

- ・被疑少年を検挙するまでの捜査状況
- ・逮捕若しくは在宅送致をした被疑少年又はその保護者の氏名等
- ・逮捕した被疑少年を送致した検察庁又は家庭裁判所及びその処分結果等

③ 暴力団犯罪の被害者

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって、暴力団から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかと不安を感じている場合が多いことから、警察では、こうした被害者の不安感を払拭し、被害者からの積極的な被害の申告を促すなどするため、右のような施策を推進している。

暴力団関係相談の受理体制の整備

- ・相談専用電話の開設
- ・都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会等の関係機関・団体と連携した被害相談を実施

民事訴訟の支援

- ・暴力団員を相手方とする民事訴訟に対する情報提供等の支援

警察施設の供用

- ・被害回復交渉を行う場所として被害者に警察施設を提供

危害防止措置の実施

- ・被害者や参考人の自宅や勤務先周辺でパトロールを強化

④ 交通事故の被害者

警察では、発生件数が多く、だれもが被害者となり得る交通事故の特性を踏まえ、次のような施策を推進している。

制度に関する情報の提供

- ・全国の交通安全活動推進センターと連携し、被害者からの相談に応じて、保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等について教示

加害者に関する情報の提供

- ・被害者からの問い合わせに応じ、加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日及び行政処分の結果について教示

被害者の心情に関する運転免許保有者の理解の促進

- ・被害者が出演するビデオ、被害者の手記等を停止処分者講習等で活用
- ・停止処分者講習等における被害者の講話の実施

⑤ 配偶者からの暴力事案やストーカー事案の被害者

警察では、重大な犯罪の未然防止を図るとともに、被害者の立ち直りを支援するため、右のような施策を推進している。

相談体制の整備

- ・配偶者からの暴力事案やストーカー事案等の相談窓口の設置

必要な援助

- ・配偶者暴力相談支援センター等と連携し、被害者の保護や被害の発生を防止するための必要な援助（相談・防犯指導、行為者への指導警告等）

6 警察の情報通信

警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

(1) 警察活動を支える警察情報通信

① 危機管理を支える警察情報通信

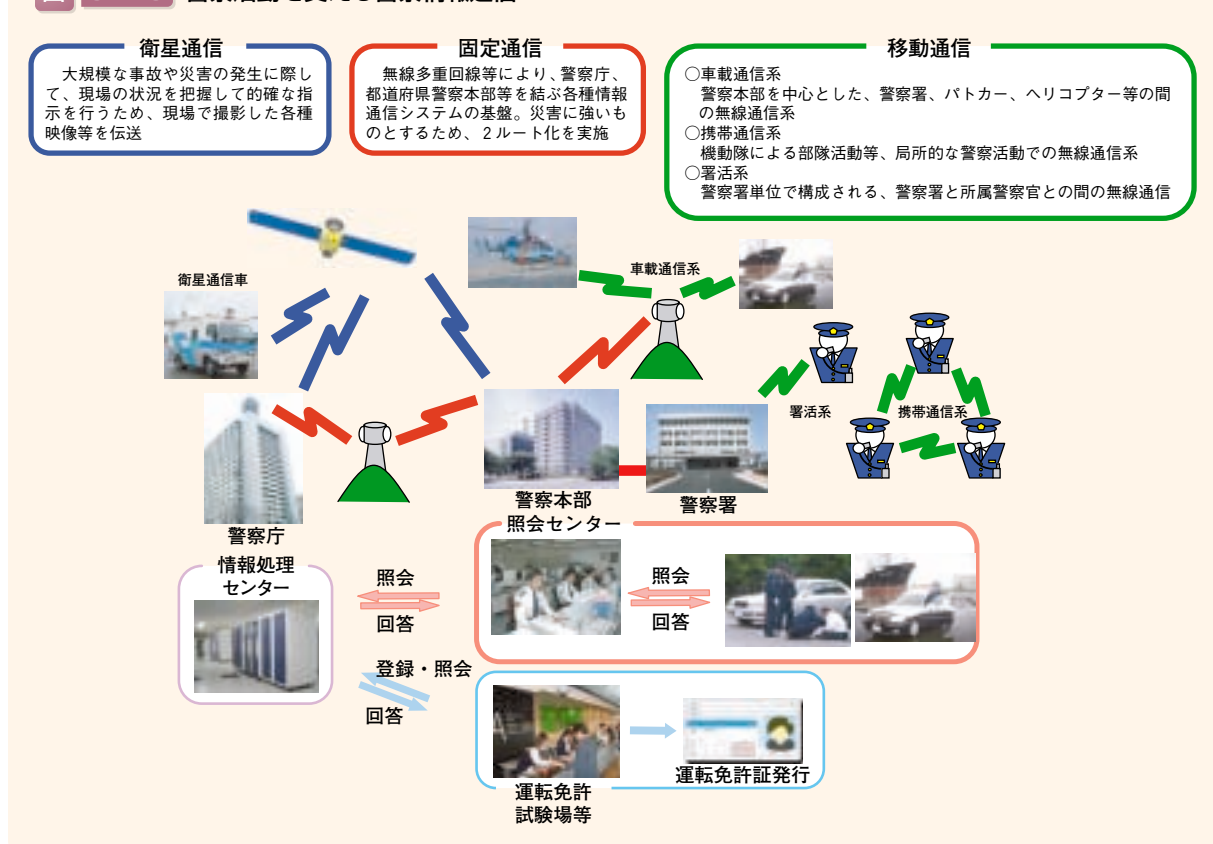
警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。

システムの管理、運営等のため、各都道府県に国の機関である情報通信部が設置され、都道府県警察の業務を支えている。また、広域・重大事案発生時の通信施設の運用に関する指導・調整等のため、各管区警察局に情報通信部が設置されている。

② 警察情報管理システム

警察では、盗難車両、家出人等に関する情報を警察庁のコンピュータに登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許証に関する情報を全国一元管理することにより、運転免許証の不正取得を防止したりするための警察情報管理システムを構築している。

図 5-10 警察活動を支える警察情報通信



（２）機動警察通信隊の活動

機動警察通信隊は、各都道府県情報通信部に設置されており、事件、事故又は災害の発生時には、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡が円滑に行われるよう、速やかに出動して通信対策を行っている。

平成19年においても、8月に那覇空港で発生した中華航空機爆発炎上事故のほか、警衛、警護や各種イベントの雑踏警備等において、状況把握や指揮命令のために必要な事故現場等の映像を警察庁や警察本部等へ伝送するため、ヘリコプターテレビシステムや衛星通信車等を活用し、また、臨時の無線回線を設定して、警察活動を行うために必要な通信を確保した。さらに、ひったくり事件が発生した際に、臨時の無線回線を設定し、捜査員間の通信体制を確保するなど、街頭犯罪・侵入犯罪等の国民に身近な犯罪の捜査等における通信対策についても取組みの強化を図っている。

図 5 - 11 機動警察通信隊の活動



コラム 2 災害現場で活躍する機動警察通信隊

大規模な自然災害の発生時等においては、被災地の状況を的確に把握し、迅速な初動対応を行うことが重要である。機動警察通信隊は、直ちに現場に出動し、現場の状況把握に不可欠な映像の伝送を始め、現場の警察部隊の指揮命令や連絡に不可欠な臨時の無線回線の設定等の通信対策を行っている。

平成19年（2007年）能登半島地震や平成19年（2007年）新潟県中越沖地震の際には、ヘリコプターテレビや機動警察通信隊員の迅速な活動によって撮影した被災地の映像を、警察庁を通じて首相官邸にある危機管理センターにも提供し、政府の危機管理に貢献した。



平成19年（2007年）能登半島地震における機動警察通信隊の活動

7 総合的な治安対策

(1) 警察の取組み

① 「緊急治安対策プログラム」の策定

刑法犯の認知件数が、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の件数を更新し続けるなど、危険水域にある治安情勢の下、警察庁では、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、15年8月、「緊急治安対策プログラム」を策定・公表した。同プログラムでは、当面、警察が緊急かつ重点的に取り組んでいく対策が取りまとめられ、おおむね3年程度を目途として、これに記載された施策の実現に向けて取組みを進め、国民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目指していくこととされた。

警察庁では、19年7月、同プログラムに盛り込まれた施策について総合評価書を作成し、政策の効果を様々な角度から明らかにするなどした。

② 「治安再生に向けた7つの重点」の策定

「緊急治安対策プログラム」の策定以来3年が経過し、14年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数も、15年以降減少するなど、徐々にではあるが治安再生の曙光が見え始めていると考えられるものの、社会を震撼させる事件が続発するなど、依然として厳しい治安情勢の下、警察庁では、「緊急治安対策プログラム」を補完・加速化し、治安再生への道筋を確実なものとするため、18年8月、「治安再生に向けた7つの重点」を策定・公表した。盛り込まれた施策については、19年度末を目途に実現を図ることとされており、19年中も着実に推進した。

(2) 犯罪対策閣僚会議の取組み

① 犯罪対策閣僚会議の開催とその考え方

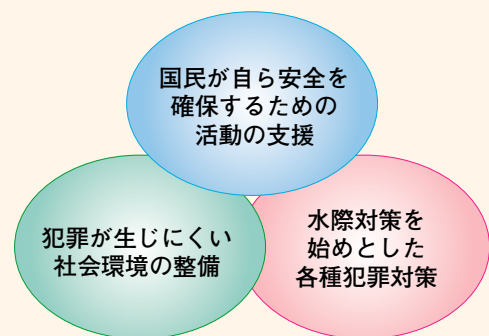
治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な犯罪対策を総合的かつ積極的に推進するため、政府では、平成15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。従来の犯罪対策にかかわる政策会議や推進本部は、いずれも特定の事象に的を絞ったものであり、犯罪対策全般を幅広く取り扱う総合的かつ省庁横断的な枠組みが設けられたのは、犯罪対策閣僚会議が初めてである。

この会議で示された「治安回復のための3つの視点」は、個々の施策を立案・実施・評価するための視座を提供するだけでなく、総合的で包括的な犯罪対策を実現するための理念としても機能している。



犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

図 5-12 治安回復のための3つの視点



② 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の策定

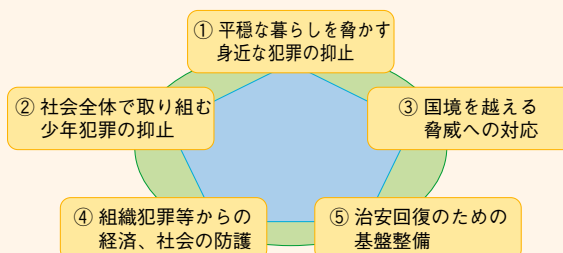
この3つの視点を前提としつつ、犯罪対策閣僚会議では、15年12月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。この行動計画は、犯罪対策の推進に関する政府に基本的な考え方を示した前文と、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した5つの重点課題ごとに取りまとめられた総計148項目（重複項目を含む。）の個別施策から成っている。この中で、計画策定後5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の危機的状況を脱することを目標として、各施策を着実に実施していくこととされている。

③ 行動計画策定後の状況

上記行動計画に沿って、関係機関連携の下での犯罪の取締りや水際対策の強化、刑法を始めとする各種治安関係法令の改正、地方警察官、入国管理局職員、税関職員等の増員等の施策が着実に講じられてきた。地方公共団体や地域住民、関係事業者等の間でも、これに呼応した取り組みが積極的に行われるようになっていく。

また、20年6月に開催された第11回犯罪対策閣僚会議において、内閣総理大臣から、各閣僚に対し、上記行動計画に代わる新たな計画を同年末までに策定するよう指示があった。

図 5-13 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」における5つの重点課題



銃器・暴力団犯罪取締り・対策チームでの決定に基づき行われた水際における合同訓練

図 5-14 犯罪対策閣僚会議における主な決定等

第2回（15年12月）	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を決定
第3回（16年6月）	「バイオメトリクスを活用した出入国審査に関するワーキングチーム」の設置を決定
第5回（17年6月） （都市再生本部と合同開催）	「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を決定 「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」の設置を決定
第6回（17年12月）	「安全・安心なまちづくりの日」を決定 「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰要綱」を決定
第7回（18年6月） （青少年育成推進本部と合同開催）	「子ども安全・安心加速化プラン」を了承 「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」の設置を決定
第9回（19年7月）	「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を報告

8 適正な警察活動

(1) 警察改革の持続的断行

国家公安委員会・警察庁は、「警察改革要綱」に掲げる施策をすべて実行に移し、また、厳しい治安情勢に対処するため、警察改革の精神の下、治安再生に取り組んでおり、平成19年中の懲戒処分者数は303人と前年に比べて58人減少した。

しかしながら、19年8月には職務上貸与されているけん銃を使用した殺人及び自殺事案が発生したほか、警察職員による飲酒運転、ファイル共有ソフトに係る情報流出等国民の信頼を損なう非違事案がいまだ発生している。また、刑法犯認知件数は依然として高い水準にあるほか、市民生活に大きな不安と脅威を与える事件が相次いで発生するなど、犯罪情勢は依然として厳しい。

国家公安委員会・警察庁は、国民からの厳しい批判を反省・教訓として「警察改革要綱」を策定した原点に立ち返り、警察改革を持続的に断行するため、17年12月、「警察改革の持続的断行について」と題する、次の5項目から成る指針を取りまとめた。警察では、この指針に基づき今後とも持続的に改革を断行し、その実施状況を検証していくこととしている。

警察改革要綱（概要）

～「警察刷新に関する緊急提言」を受けて～

- 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
 - (1) 情報公開の推進
 - (2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理
 - (3) 警察における厳正な監察の実施
 - (4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化
- 2 「国民のための警察」の確立
 - (1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
 - (2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
 - (3) 被害者対策の推進
 - (4) 実績評価の見直し
- 3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
 - (1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
 - (2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化
 - (3) 広域犯罪への的確な対応
 - (4) 安全かつ快適な交通の確保
- 4 警察活動を支える人的基盤の強化
 - (1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
 - (2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員
 - (3) 活力を生む組織運営

警察改革の持続的断行について（概要）

—治安と信頼の回復に向けて—

- 1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実
「警察改革要綱」に掲げる施策を着実に実施し、その定着と更なる充実を図る。
- 2 治安の回復
犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に重点を指向した取組みを推進するほか、治安情勢の変化に対応した的確な措置を講ずる。
- 3 幹部を始めとする職員の意識改革
警察改革の精神を風化させないため、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、幹部を始めとする職員の意識改革を継続して行う。
- 4 不祥事の防止
不祥事を防止するため、会計経理の透明性の確保と監査の強化、会計経理に関する職員教育の強化、非違事案の防止に重点を置いた監察の強化、非違事案に対する厳正な処分、幹部の管理監督責任の一層の自覚を更に徹底する。
- 5 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証
公安委員会は、管理機能の一層の充実強化に努めるとともに、警察改革の推進状況や課題、問題点等について、不断の検証を行う。

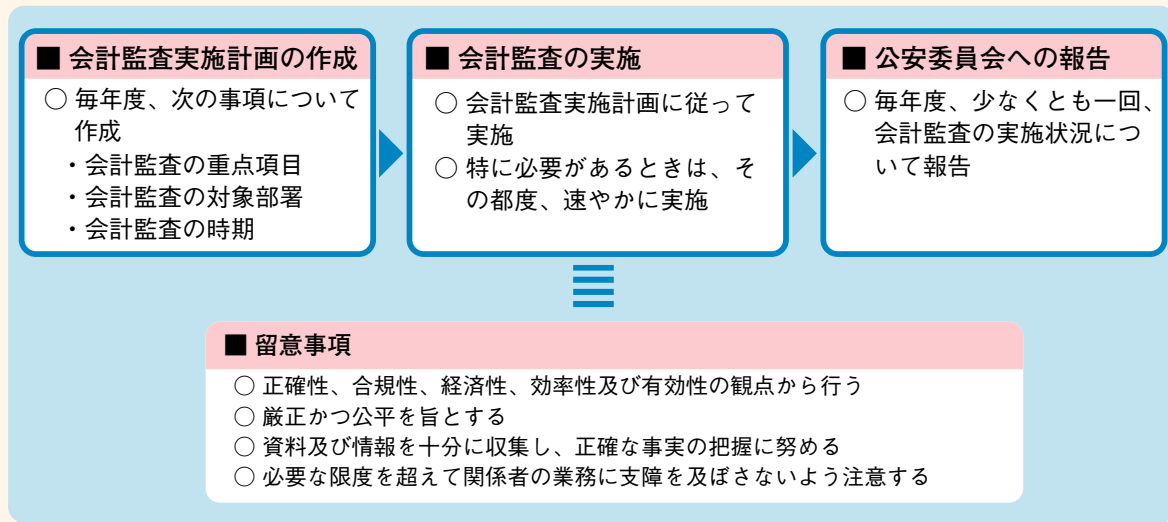
(2) 適正な予算執行の確保

警察では、予算執行に関する不適正事案の再発を防止し、適正な予算執行を確保するため、次のような取組みを行っている。

① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視総監、道府県

図 5-15 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）



警察本部長及び方面本部長は、会計監査を実施している。

平成19年度に警察庁が実施した監査では、捜査費、旅費及び契約に係る予算の執行状況を重点的に監査することとし、捜査費の執行に直接携わった捜査員1,747人を含む4,396人に対して聞き取りを実施するなどした。その結果、職員の旅行に際して、旅費の支給漏れがあったことから、本来支給すべき額を追加支給すること（宮城、埼玉、石川、福井、愛知）などについて、改善を指示した。また、捜査費関係文書の記載内容の不備、旅費の支払いの遅延が認められたものなどについて、必要な改善措置を講ずるよう、関係部署を指導した。

20年度については、19年度の会計監査実施結果を踏まえつつ、引き続き厳正な会計監査を行うこととしている。

② 会計に関する職員教育

職員に予算執行の手続に関する正確な知識を修得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計に関する職員教育を徹底している。また、それに必要な捜査費等の経理に関する各種の解説資料を作成し、配布している。

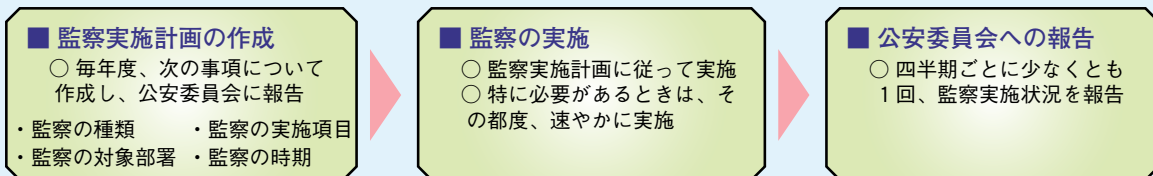


監査における職員からの聞き取り

(3) 監察

警察では、警察内部の自浄能力を高めるため、都道府県警察で監察を掌理する首席監察官をすべて国家公安委員会の任命に係る地方警務官とするほか、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において監察担当官を増員するなど監察体制を強化するとともに、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、能率的な運営及び規律の保持のため、厳正な監察を実施している。これにより、警察庁、管区警察局等による監察実施回数が大幅に増加した。

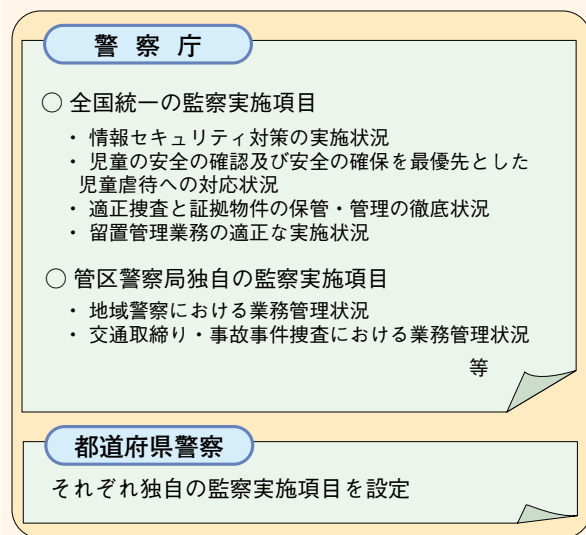
図 5-16 監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）



平成19年度は、図5-17のとおり、監察実施項目を定め、業務及びサービスの両面において監察を行った。同年度の警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の実実施回数は1,590回と、警察改革要綱が策定された12年度より982回増加した。また、都道府県警察においては、年1回以上ほぼすべての警察署に対し監察が実施されている。

なお、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができ、これまで、神奈川県公安委員会（13年4月）及び奈良県公安委員会（同年7月）が、警察職員による不祥事案の発生に際して各県警察に対し監察を指示したほか、予算執行に関する不適正事案の発生に際して、北海道公安委員会（16年3月）及び福岡県公安委員会（同年4月）が、各道県警察に対し監察を指示した。

図 5-17 平成19年度の監察実施計画

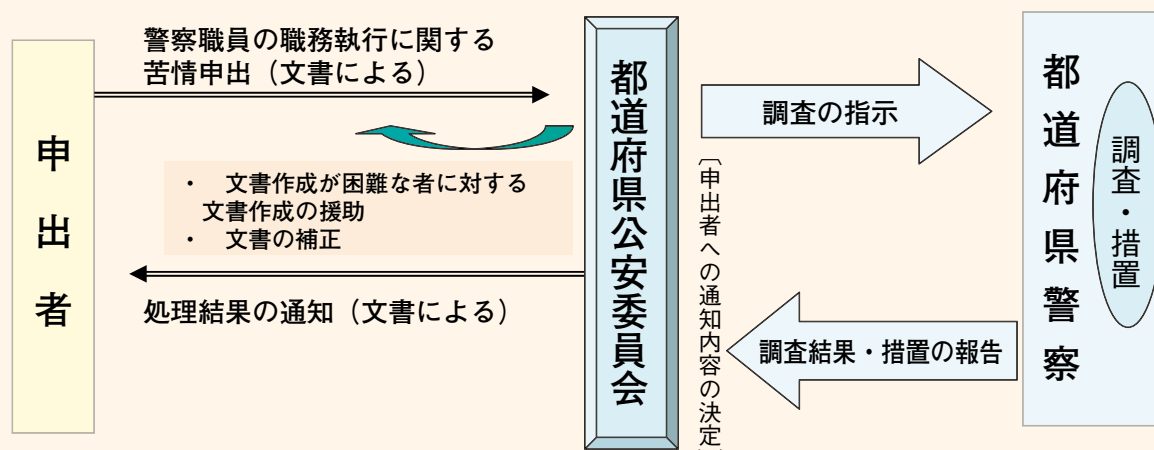


(4) 苦情の適正な処理

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができる。

なお、警察本部長や警察署長あてに申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、これに準じた取扱いがなされている。

図 5-18 苦情申出制度の概要



(5) 情報管理の徹底

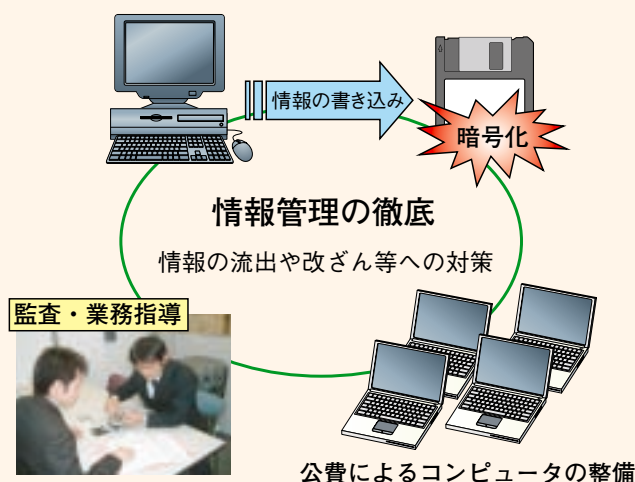
警察では、犯罪捜査、運転免許等に関する大量の個人情報のほか、多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、これまで、警察情報セキュリティポリシー（警察情報セキュリティに関する規範の体系）を策定するなどして、情報の流出、改ざん等への対策を進めてきた。

このような取組みにもかかわらず、平成19年に入っても、捜査資料等を記録した外部記録媒体等を自宅に持ち帰り、ファイル共有ソフトを介してこれらの情報が流出した事案が相次いで判明した。その中でも、同年6月に判明した警視庁の事案は、流出した情報がファイル数で約1万件に及ぶ大規模なものとなった。これらの事案の発生等により、情報管理の在り方について厳しい指摘がなされた。

こうした事案の絶無を期するためには、情報の組織的管理及び職員一人一人の意識改革の徹底が必要不可欠であることから、警察庁では、同年3月及び6月、警察庁職員及び都道府県警察に対し、捜査資料等の不必要な複写及び持ち出しの禁止、不必要な情報の廃棄・消去等について指示し、情報管理に係る職員の責務等について更なる浸透を図るとともに、同年9月から、すべての都道府県警察等を対象とした情報流出防止に関する監査を実施したほか、19年度末には私有コンピュータ等の公務使用を禁止するとともに監査等の強化及び公費によるコンピュータの整備を含む情報セキュリティの向上のための総合的な対策を推進している。

特に、外部記録媒体からの情報流出を防止するため、外部記録媒体の利用を制限するとともに、外部記録媒体を用いずにデータを共有することが可能となるファイルサーバ^(注)の整備や外部記録媒体に情報を書き込む際に自動的に暗号化する機能の導入等を推進することとしている。

図 5-19 情報管理の徹底に向けた各種対策



注：自らの記録装置に保存されたデータをネットワーク上のほかのコンピュータと共有することができるサーバ

9 国民に開かれた警察活動を目指して

(1) 警察署協議会

警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、住民の意見、要望等を十分に把握しなければならない。また、その活動が成果を上げるためには、住民の理解と協力を得ることが不可欠である。

そのため、原則として全国のすべての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が警察署の業務について住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。その委員については、都道府県公安委員会が、警察署の管轄区域内の住民のほか、地方公共団体や学校の職員等、地域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者に委嘱しており、外国人や学生を含む幅広い分野等から委嘱された委員が全国で活躍している。平成20年6月1日現在、1,203署に協議会が設置され、総委員数は10,829人である。



警察署協議会の開催状況

図 5-20 警察署協議会の役割

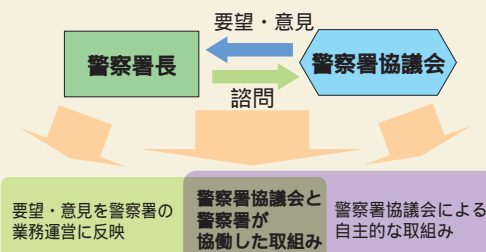


図 5-21 委員の分野別構成

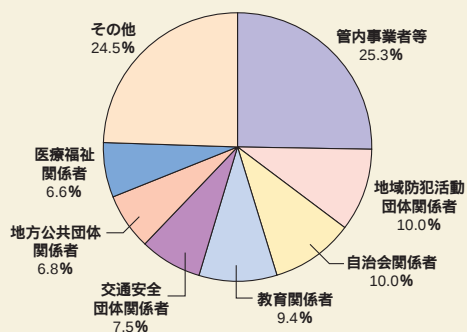
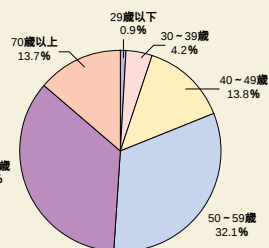


図 5-22 委員の年齢別構成



事例

埼玉県秩父警察署協議会において、高齢者の交通事故防止対策について、「高齢者自身が、自分の身は自分で守る」という意識を持つことが必要である」との委員からの意見を受け、秩父警察署では、高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、19年10月、高齢者自身が高齢歩行者等に対する交通安全指導を行うシルバー・リーダー制度を創設した。



「シルバー・リーダー」の委嘱式

(2) 情報公開

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、文書の閲覧窓口を設置し、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

平成19年度中の国家公安委員会と警察庁に対する行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、表5-3のとおりである。



警察庁の情報公開室

(3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。

平成19年度中の国家公安委員会と警察庁に対する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、表5-4のとおりである。

表 5-3 平成19年度中の開示請求等の件数（情報公開）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	1	0	0	1
警察庁	172	89	60	16

注：平成19年度に開示請求が行われたが、19年度中に請求に対する決定が行われなかったもの等が含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。

表 5-4 平成19年度中の開示請求等の件数（個人情報保護）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	9	0	0	9
警察庁	11	1	0	8

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定を行わなかったものが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。

(4) 政策評価

国家公安委員会と警察庁は、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、毎年、政策評価の実施に関する計画を策定し、政策評価を実施している。

図 5-23 政策評価の流れ

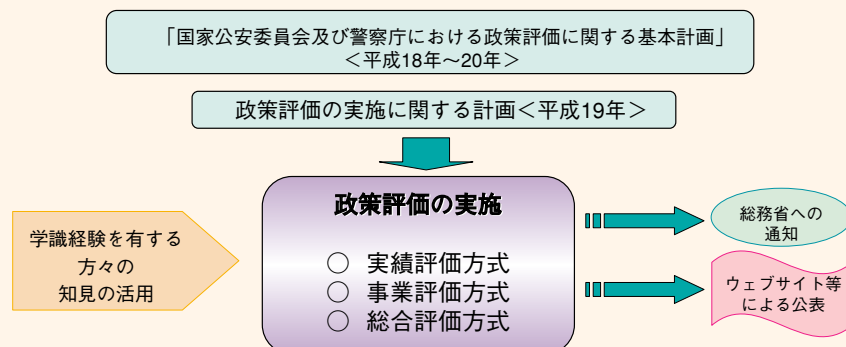


表 5-5 平成19年中の政策評価実施状況

実績評価	7月	28の業績目標について、「平成18年実績評価書」を作成・公表
事業評価	7月	「事業評価書 留置施設の整備と留置業務の効率化」を作成・公表
	12月	「事業評価書 新たな駐車対策法制の導入」を作成・公表
総合評価	7月	「総合評価書 緊急治安対策プログラムの推進」を作成・公表
その他	6月、11月	学識経験者等で構成される警察庁政策評価研究会を開催

10 留置施設の管理運営

(1) 留置施設の管理運営

平成20年4月1日現在、留置施設は全国で1,259施設設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査業務と留置業務の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進して、適正な留置業務の運営を徹底している。

人権に配慮した適正な処遇

- ・健康診断の実施（月2回）
- ・ラジオ、日刊新聞紙の備付け
- ・健康に配慮した適切な食事

女性被留置者の適正な処遇

- ・女性の特性に十分配慮した処遇
- ・女性専用留置施設の設置（処遇全般を女性警察官が担当）

外国人被留置者の適正な処遇

- ・母国語によって留置施設内の処遇等を案内する冊子を整備
- ・外国文化に配慮した食事

留置施設内設備の改善・整備

- ・被留置者のプライバシーを保護するため、居室を横一列の「くし型」に配置し、前面に遮へい板を設置
- ・留置施設内に冷暖房装置を設置



留置施設の内部



女性専用留置施設（被留置者は模擬）



健康診断の状況（被留置者は模擬）

また、留置施設の運営状況について透明性を高めるため、部外の第三者から成る機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、警視庁及び道府県警察本部（方面本部を含む。）に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域の住民等の10人以内の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面会するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされており、警察本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。



留置施設視察委員会による活動の様子

図 5-24 留置施設視察委員会の活動

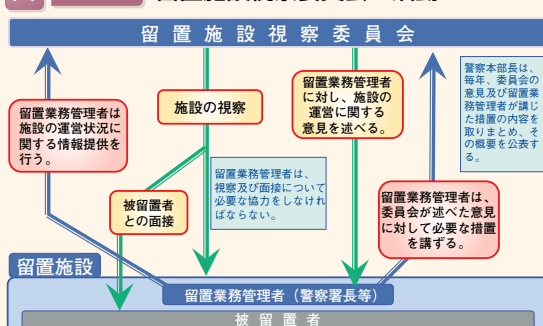
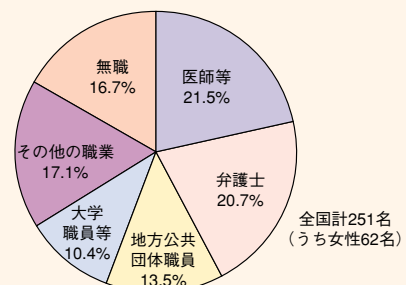


図 5-25 留置施設視察委員会委員の職業別割合



注：数値は20年7月10日現在

(2) 被留置者の収容状況

平成19年中の被留置者の年間延べ人員は約463万人（1日平均約1万2,700人）で、前年の0.89倍となっているが、10年前と比較して1.5倍に上っている。

表 5-6 被留置者延べ人員の推移（平成10～19年）

区分	年次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
被留置者延べ人員		3,291,208	3,650,765	4,028,551	4,442,951	4,851,662	5,273,923	5,441,386	5,474,834	5,184,595	4,632,792
	指数	100.0	110.9	122.4	135.0	147.4	160.2	165.3	166.3	157.5	140.8
	外国人延べ人員	478,287	524,657	553,259	693,913	760,576	898,293	930,532	855,320	695,493	523,671
	指数	100.0	109.7	115.7	145.1	159.0	187.8	194.6	178.8	145.4	109.5
	女性延べ人員	301,525	333,230	375,970	422,156	470,096	513,223	547,513	585,594	564,684	514,853
	指数	100.0	110.5	124.7	140.0	155.9	170.2	181.6	194.2	187.3	170.7
少年延べ人員		168,410	187,976	210,224	236,785	244,781	256,633	232,609	212,546	187,946	169,718
	指数	100.0	111.6	124.8	140.6	145.3	152.4	138.1	126.2	111.6	100.8

注：指数は平成10年を100とした。

留置施設の収容率^(注1)は、20年5月20日現在、全国平均で61.4%であるが、大都市及びその周辺部を管轄する警察を中心とした一部地域では、収容率が7割を超え過剰収容状況^(注2)にある。

留置施設の過剰収容は、被留置者の処遇環境を悪化させ、また、円滑な捜査活動を妨げるおそれがある。このため、警察では、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設を整備するとともに、被留置者を留置する専用施設の建設を推進し、収容力の確保を図っている。また、拘置所等刑事施設に対し、早期の移送を要請している。

図 5-26 収容率の高い都道府県警察（平成20年5月20日現在）

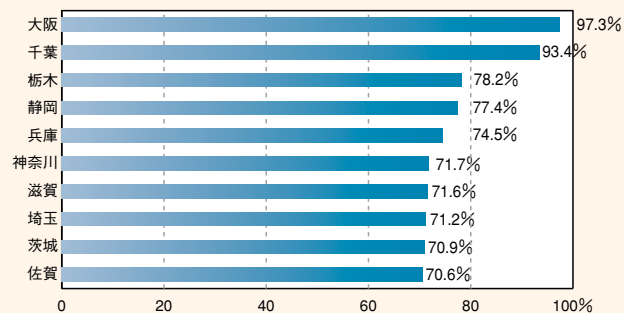


図 5-27 収容基準人員（全国）の推移（値は4月1日現在）

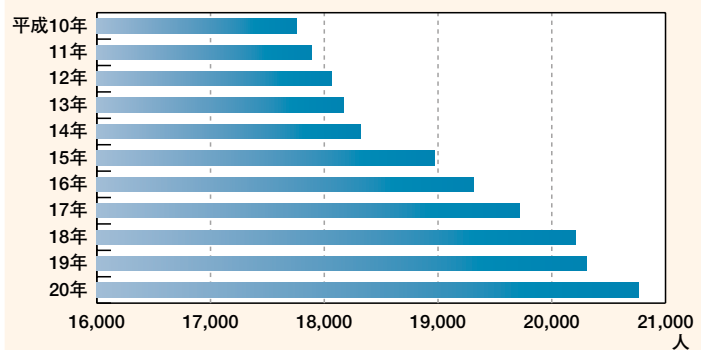


表 5-7 移送待機率^(注3)の高い県警察（平成20年5月20日現在）

都道府県	鳥取	岩手	佐賀	福島	山梨	栃木	奈良	千葉	三重	宮城	全国平均
移送待機率	54.1%	48.1%	45.8%	44.2%	43.3%	41.8%	37.5%	35.8%	33.3%	32.2%	17.6%

注1：留置施設の定員数（収容基準人員）に対する被留置者の割合

2：留置施設では、少年と成人、女性と男性を一緒に留置できないなどの制約があることから、収容率が7割から8割に達した時点で実質的に収容力は限界に達するのが通例である。

3：被留置者数に占める拘置所等への移送を待っている者の割合。起訴されるなど捜査がおおむね終了した場合は、拘置所等刑事施設へ移送されるのが一般的である。

11 国際社会における日本警察の活動

(1) 国際協力の推進

警察庁では、平成17年9月に警察による国際協力の基本方針、その方向性と今後実施する施策を明らかにした「国際協力推進要綱」を制定し、同要綱に基づき国際協力を積極的かつ効果的に推進している。

① 知識・技術の移転

警察庁では、我が国の警察の特質をいかし、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、知識・技術の移転による国際協力を推進している。こうした協力は、外国への専門家派遣、外国からの研修生の受入れ及び外国への機材供与・無償資金協力の形態を組み合わせられて行われている。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

警察庁では、13年以降、JICAの協力の下、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施している。その中核事業である市民警察活動促進プロジェクトは、19年8月から、交番、鑑識、通信指令等におけるこれまでの協力の成果を全国に波及させることを主眼とした新たな5年間の協力期間（第2フェーズ）に移行している。

イ フィリピン警察活動支援

警察庁では、JICAの協力の下、18年夏から指紋自動識別システム（AFIS）^{（注）}運用強化プロジェクトを実施し、19年からはフィリピン国家警察犯罪対処能力向上プログラム立ち上げに向け、必要な検討を行っている。

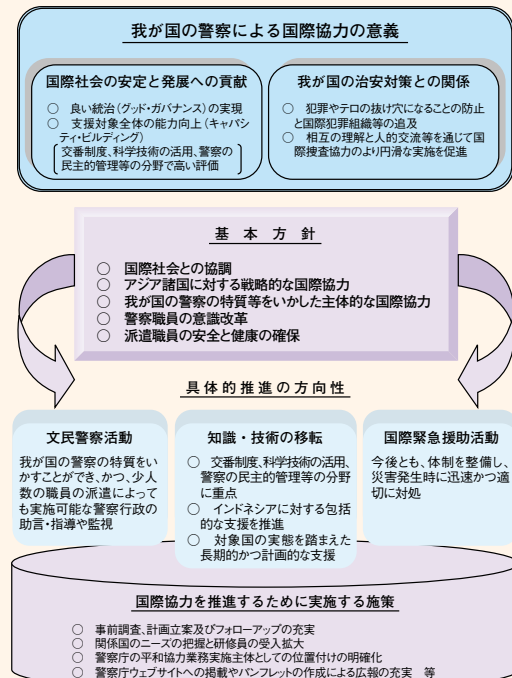
ウ 専門家の派遣

警察では、上記事例のほか、タイ、ブラジル等の各国に専門家を派遣して交番制度、鑑識技術、薬物対策等の多岐の分野にわたり知識・技術の移転を図っている。19年中には、上記事例も含め、34人の専門家を派遣し、派遣者数は、継続派遣中の者と合わせ47人となった。

エ 研修生の受入れ

警察では、警察運営、交番制度、犯罪鑑識等の分野における知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、セミナーの開催等を通じて研修受入れの充実を図っている。19年中には、27回の研修で236人の研修生を受け入れた。

図 5-28 国際協力推進要綱の概要



指紋採取技術の研修風景



通信指令室の見学風景

注：Automated Fingerprint Identification System

② 国際緊急援助活動

警察では、外国で大規模な災害が発生したときには、被災地に国際緊急援助隊を派遣して国際緊急援助活動（捜索・救助）を行っているほか、被災者のDNA検体採取・鑑定のため、国際緊急援助隊専門家チームを派遣している。

20年5月の中国四川省における大地震に際しては、中国側の要請を受け、国際緊急援助隊救助チーム要員として捜索・救助活動や通信活動に当たる警察職員20人を同国に派遣した。



中国四川省における国際緊急援助活動

③ 国際連合の活動に対する取組み（文民警察活動等）

19年1月から東ティモール国際平和協力隊に警察職員3人（文民警察要員2人、連絡調整要員1人）を派遣し、同年8月には第2次派遣要員3人を派遣して、東ティモール内務省及び国家警察に対して警察行政事務に関する助言及び指導業務を行った。



東ティモールにおける文民警察要員

（2）国際的連携の強化

国際的な犯罪が発生した場合、警察では、国際刑事警察機構や外交当局を通じて外国の治安機関との情報交換を行い、事件の解決を図っている。また、国際会議への参加、二国間協議の推進、条約交渉への参画等により、協力関係の強化に努めている。

① 国際会議への参画

19年11月、ブルネイにおいて、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議」（第3回会合）が開催され、我が国からは警察庁次長が出席した。同会合では、テロ、人身取引、サイバー犯罪等の8つの犯罪分野における各国の連携強化の重要性を確認した。



国境を越える犯罪に関する
ASEAN+3閣僚会議

② 二国間の連携

警察では、我が国との間で多くの国際犯罪が敢行される国や来日外国人犯罪者の国籍国を始めとする各国の治安機関との間で協議を行うなどして協力関係を深めている。19年4月には、ブラジル連邦警察との間で警察当局間協力に関する文書を作成したほか、同年12月には、北京において中国公安部との間で第4回協議を開催し、各種情報交換を行った。

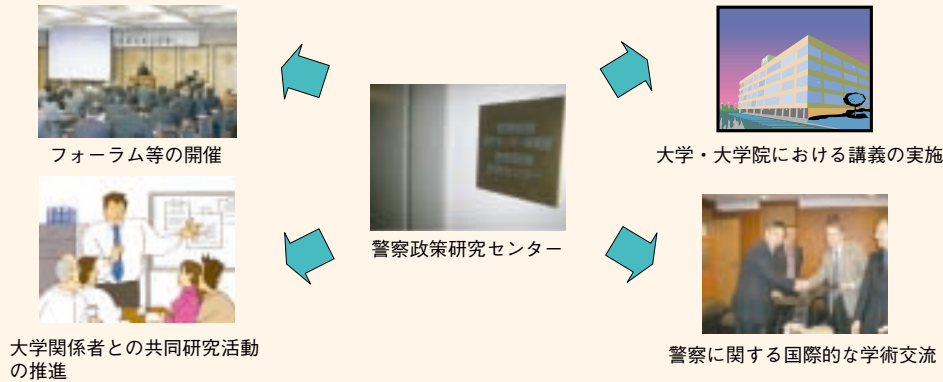
③ 条約交渉への参画

警察庁は、犯罪対策等に関する取組みの実施を法的に担保するために、条約等の法的拘束力を持つ国際約束の締結交渉に参画している。刑事共助条約は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、中央当局間で直接行うことにより事務処理の合理化、迅速化を図るものである。これまで、18年7月に日米刑事共助条約、19年1月に日韓刑事共助条約が発効し、19年12月に日中刑事共助条約、20年5月に日香港刑事共助協定の署名が行われた。現在、ロシア等との刑事共助条約締結交渉等に積極的に参画している。

12 シンクタンクの活動

(1) 警察政策研究センターの活動

図 5-29 警察政策研究センターの業務概要



警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、警察の課題に関する調査研究を進めるとともに、警察と国内外の研究者等との交流の窓口として活動している。

① フォーラム等の開催

財団法人等と連携して、内外の研究者・実務家を交えて組織犯罪対策等をテーマとするフォーラム等を開催している。

表 5-8 フォーラム等の開催状況

開催月	フォーラム等の開催状況	基調講演者
3月	警察政策フォーラム「犯罪予防の法理」	米独大学教授等
10月	社会安全セミナー「危機管理とは何か～G 8 サミットを中心として」	仏政府幹部職員等
12月	警察政策フォーラム「これからの組織犯罪対策」	米政府幹部職員

事例

警察政策フォーラムの開催

平成19年12月、米国司法省組織犯罪対策課主任検事及び米国連邦捜査局ニューヨーク支局特別捜査官を招き、組織犯罪対策をテーマとしたフォーラムを開催した。大学教授、経済団体の幹部、弁護士、新聞記者及び警察庁職員がパネリストとして参加し、活発に意見交換を行った。



フォーラムの開催状況

② 大学関係者との共同研究活動の推進

大学関係者と共同して研究活動を行っている。最近の研究活動として、慶應義塾大学大学院法学研究科との諸外国のテロ対策法制等に関する共同研究、早稲田大学社会安全政策研究所との少年非行・被害防止及び外国人犯罪に関する共同研究等がある。

③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部（東京都立大学法学部）、法政大学法学部等の大学・大学院に職員を講師として派遣するとともに、特別講義を行っている。あわせて、学生向けのテキストとなる書籍（警察政策論）を作成した。

④ 警察に関する国際的な学術交流

19年11月、フランス共和国内務省高等治安研究所等との間で研究者の交流、研究、講演会の開催等の共同事業の実施について定めた協定を締結するなど、警察に関する国際的な学術交流を実施している。また、日本警察に関する情報発信を行うことなどを目的として、警察に関する国際的な学術会議等にも参加している。



大学における講義状況

事例

19年11月、韓国で開催された韓国警察大学治安政策研究所主催のフォーラムに参加し、「日本における警察改革」と題する発表を行い、参加国の警察研究者や実務家と意見交換を行った。

（２）警察情報通信研究センター

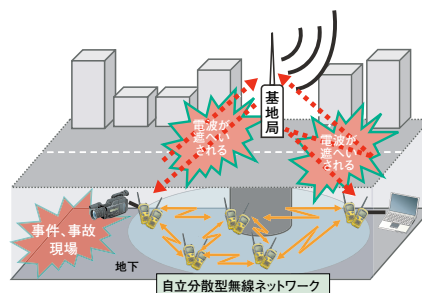
警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、情報通信システムに関する技術、暗号技術等、警察活動にかかわる情報通信技術について研究しており、その成果は情報通信システムの整備や情報通信技術を悪用した犯罪対策に活用されている。

研究例

自律分散型無線ネットワークに関する研究

事件、事故及び災害の発生時に、迅速な警察活動を行うためには、その現場の状況を正確に把握することが重要である。しかし、基地局からの電波が届きにくい地下街等においては、撮影した映像を伝送することが困難な場合がある。

そのため、無線端末同士が情報交換を行い、随時適切な経路を構築することで、迅速かつ応急的な映像の伝送を可能とする自律分散型無線ネットワークに関する研究を行った。



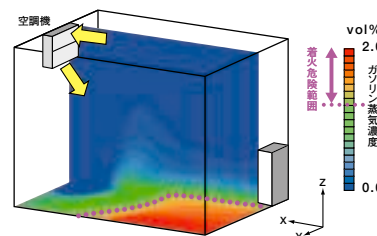
（３）科学警察研究所

生物学、医学、心理学等の専門的知識・技術を有する研究員が、科学捜査、犯罪防止、交通事故防止等についての研究及び開発を行っている。また、各都道府県警察からの依頼により、事件、事故等に係る鑑定や検査を実施している。

研究例

放火事件を想定した散布ガソリンの蒸発特性に関する研究

床等に散布され蒸発したガソリンが有する性質（空气中で一定の濃度に達すると引火し、また、その濃度によって引火した際の燃焼による周囲への影響が異なるという性質）を理論的に解明・立証するため、床面に散布されたガソリンの蒸発速度、蒸気濃度等の基本的特性を測定し、これに基づいてガソリンの蒸発・拡散挙動をコンピュータを用いて予測する手法の研究を行った。



室内に散布されたガソリンの蒸気濃度の計算予測例

13 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。平成19年度の国民1人当たりの警察予算額は約2万8,000円であった。

① 警察庁予算

19年度当初予算

- ・ 総額2,605億700万円
- ・ 前年比10億9,200万円（0.4%）増
- ・ 国の一般歳出総額の0.6%

治安再生のための総合対策の推進等に重点的に措置

19年度補正予算

- ・ 総額40億8,900万円

北海道洞爺湖サミット警戒警備対策等に重点的に措置

② 都道府県警察予算

- ・ 総額3兆4,163億8,300万円
- ・ 前年比304億2,400万円（0.9%）増
- ・ 全都道府県の一般会計予算総額の6.9%

※ 各都道府県が、犯罪情勢、財政事情等を勘案して編成

(2) 警察の装備

① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約3万9,000台整備されている。

平成19年度は、北海道洞爺湖サミットの警戒警備に必要な車両を始め、組織犯罪対策、犯罪被害者対策、地域警察の機動力強化等のための車両を増強した。

② 装備品の整備と開発改善

19年度は、大規模災害時の人命救助用装備品のほか、広域知能犯罪対策、薬物犯罪対策等のための装備品を整備した。

また、最先端の科学技術を導入するなどして装備品の開発と改善を進め、業務の効率化と高度化を図っている。同年度は、受傷事故防止用資機材等の開発改善に取り組んだ。

図 5-30 警察庁予算（平成19年度最終補正後）

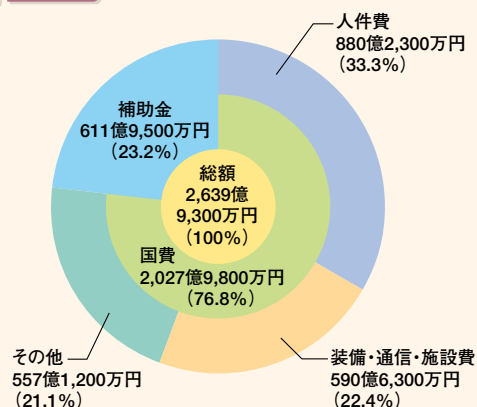
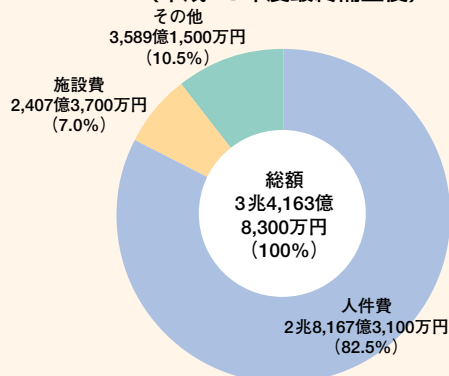


図 5-31 都道府県警察予算（平成19年度最終補正後）



警戒警備用車両